

一人一人の子どもの可能性を伸ばすために

令和8年5月 廿日市市教育委員会

特別支援教育は、子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども**一人一人の教育的ニーズ**を把握し、その子どもの**能力や可能性を最大限に伸ばし**、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。学校教育では、これらの取組を含め、「共生社会」の形成に向けた**インクルーシブ教育システム**を構築していくために、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指します。その際には、それぞれが**授業内容を理解**し、学習活動に参加している**実感・達成感**をもって**充実した時間**を過ごし、**生きる力を身に付けていけるか**どうかという最も本質的な視点に立つことを重視します。

市教育委員会や学校では、お子様の可能性を伸ばす環境や就学の在り方について、保護者の皆様と一緒に考えてまいります。

通常 の 学 級

一人一人の特性に配慮し、**指導内容・方法を工夫**した学習活動を行います。

通 級 に よ る 指 導

通常の学級に在籍し、**ほとんどの授業を通常の学級**で受けながら、障がいの状態等一人一人の特性に応じた特別な指導を行います。

■ 廿日市内では、廿日市小学校、平良小学校（原小学校）、宮内小学校、地御前小学校、佐方小学校、阿品台西小学校、阿品台東小学校、四季が丘小学校、宮園小学校、金剛寺小学校、友和小学校（津田小学校、吉和小学校）、大野東小学校、大野西小学校、宮島小学校（宮島中学校）、廿日市中学校、野坂中学校、阿品台中学校、大野中学校（七尾中学校）、大野東中学校（佐伯中学校）に設置されています。

※太字の学校が、設置校。（ ）内の学校の児童・生徒の通級指導は、担当教員が自校に加えて、（ ）内の学校にも行き、指導を行います。

特 別 支 援 学 級

障がいの種別ごとの**少人数学級**（上限は8人）で、障がいのある子ども**一人一人に応じた教育**を行います。

■対象：知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害

交流及び共同学習

交流及び共同学習は、障がいのある子どもの経験を広め、好ましい人間関係を育てるとともに、学習のねらいを達成するために行っています。

具体的には、子どもの実態に応じて、特別支援学級の子どもが通常学級の子どもと運動会や文化祭などの学校行事を共にしたり、音楽や体育、図画工作（美術）などの学習を共にしたりします。

○ 特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が中心となって、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。

○ 校内委員会を設置して、支援の方法等を検討します。

○ 学習面や生活面における困難さを抱えている子どもについて、保護者と連携して「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズに合った支援を行います。

特別支援教育 Q&A



Q 特別支援学級では、どんな学習を行うのですか？

A 特別支援学級では、子ども一人一人に合った特別な教育課程を編成することができます。

例えば、障害や困難さに応じて、通常の教育課程に自立活動（障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服が目的の活動）を実施したり、それぞれの各教科を特別支援学校（知的障害）で学習している教科に替えたり、下学年で学習する教科の目標や内容に替えたりしています。

Q 特別支援学級に入るにはどうすればよいですか？

A 特別支援学校や特別支援学級、通級による指導を受ける場合は、廿日市市教育支援委員会での審議が必要になります。未就学児の場合は、市教育委員会学校教育課（TEL0829-30-9207）へ相談してください。また、現在小・中学校に通っている児童生徒については、学校に相談してください。

Q 保護者が希望すれば、どんな障がいがあっても小・中学校の通常の学級に在籍できるのですか？

A 大切なのは、子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかということです。

本人及び保護者の思いを受け止めるとともに、本人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、本人の教育的ニーズは何かを共に考えていきます。そのため、通常の学級でできる限り配慮を行ったとしても本人に十分な教育が提供ができないと教育支援委員会において判断することがありますが、本人・保護者と市教育委員会、学校等が合意形成を図りながら就学先を決定していきます。

Q 特別支援学級に在籍している生徒の進路状況はどのようになっていますか？

	高等学校			特別支援学校高等部	広島総合教育専門学校	その他の専門学校等	定時制・通信制高等学校	就職	計
	県立	市立	私立						
知的	3	0	1	36	16	3	8	2	69
自閉症・情緒	45	5	10	5	3	3	24	2	97
計	48	5	11	41	19	6	32	4	166

特別支援学級在籍生徒進路状況（廿日市市）平成28年度～令和7年度

教育相談
LINEによる申込



（4～6月受付）

〈相談先〉

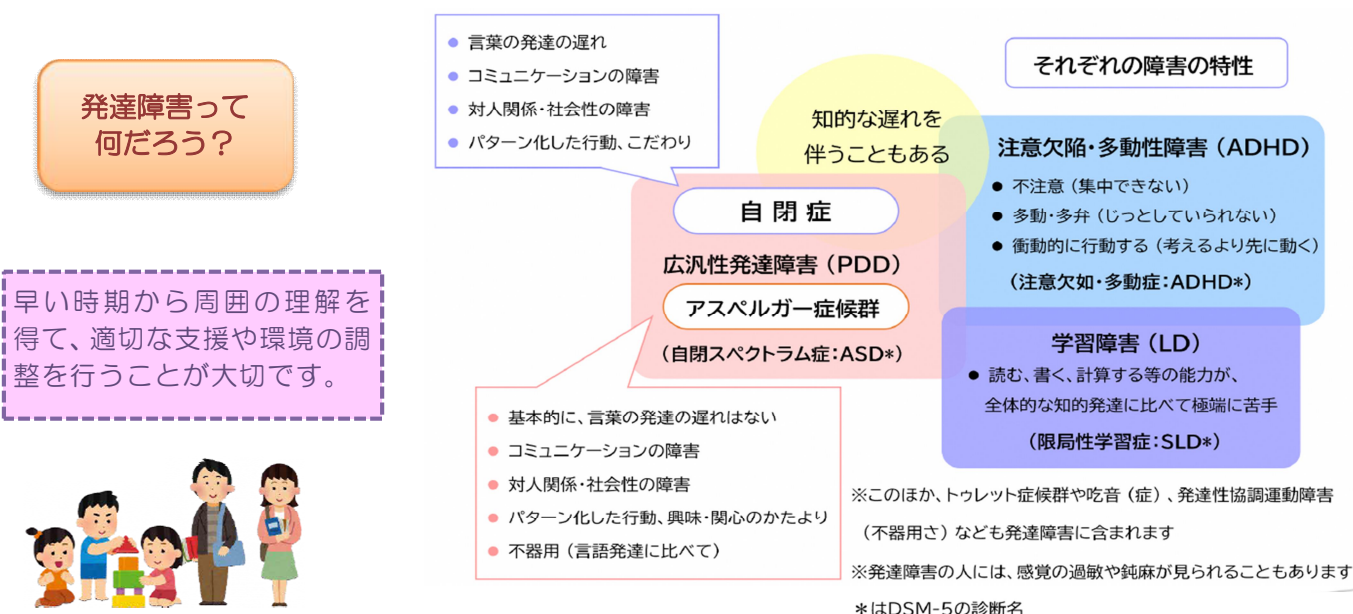
○学習上や生活上で気になる児童生徒に関する対応や支援の相談
廿日市市教育委員会 教育相談 0829（30）9207

○発達や子育てに関する相談
廿日市市子育て応援室保健係 0829（30）9188
広島西こども発達支援センターくれよん（地域支援部門）0829（30）8941
廿日市市障がい福祉相談センターきりりあ 0829（20）0224

発達障害について

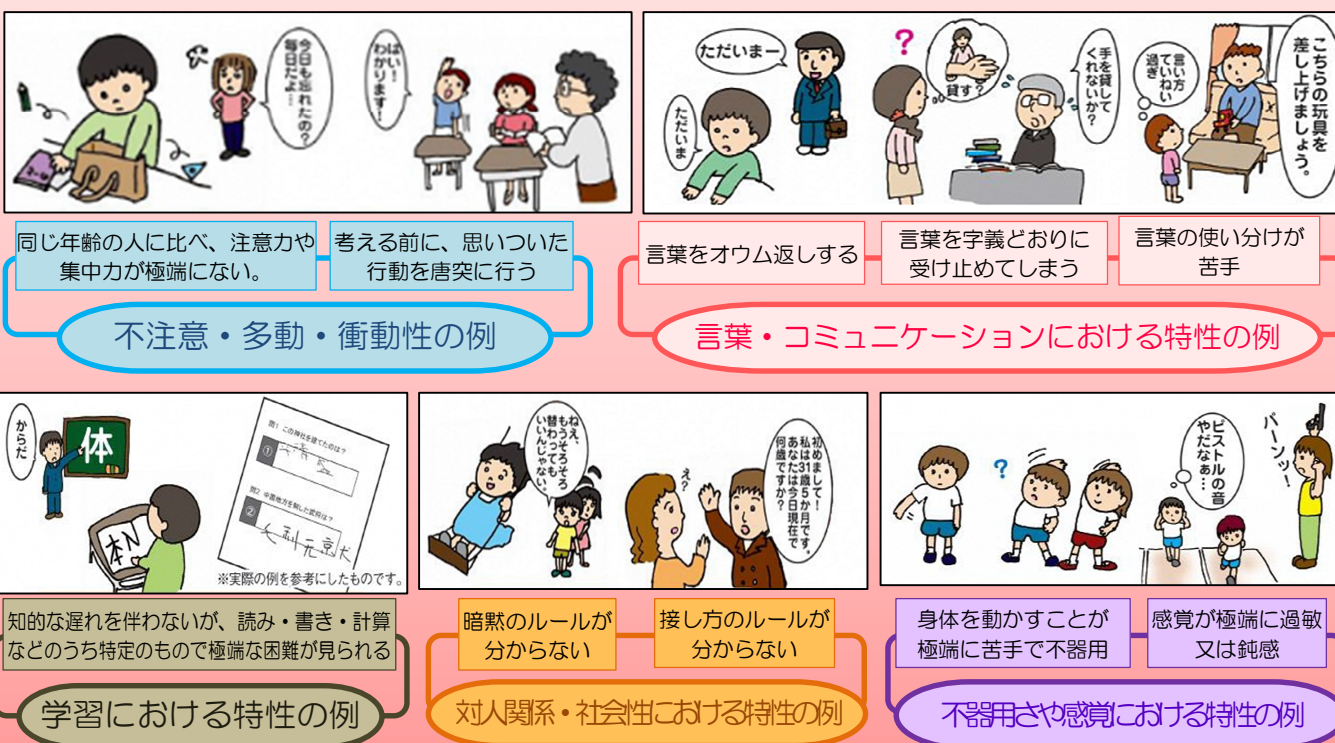
発達障害の原因はまだ分かっていませんが、生まれながらの脳機能の障がいと考えられています。
例えば、本人が悪気なく行っている行動により、人間関係や集団生活で困難に直面している人がいますが、その中には、発達障害の特性を抱えている場合があります。

発達障害のある人が個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「発達障害に対する理解」、「気付き」と「適切なサポート・指導」が必要です。



引用：「発達障害の理解のために」(国立障害者リハビリテーションセンター)

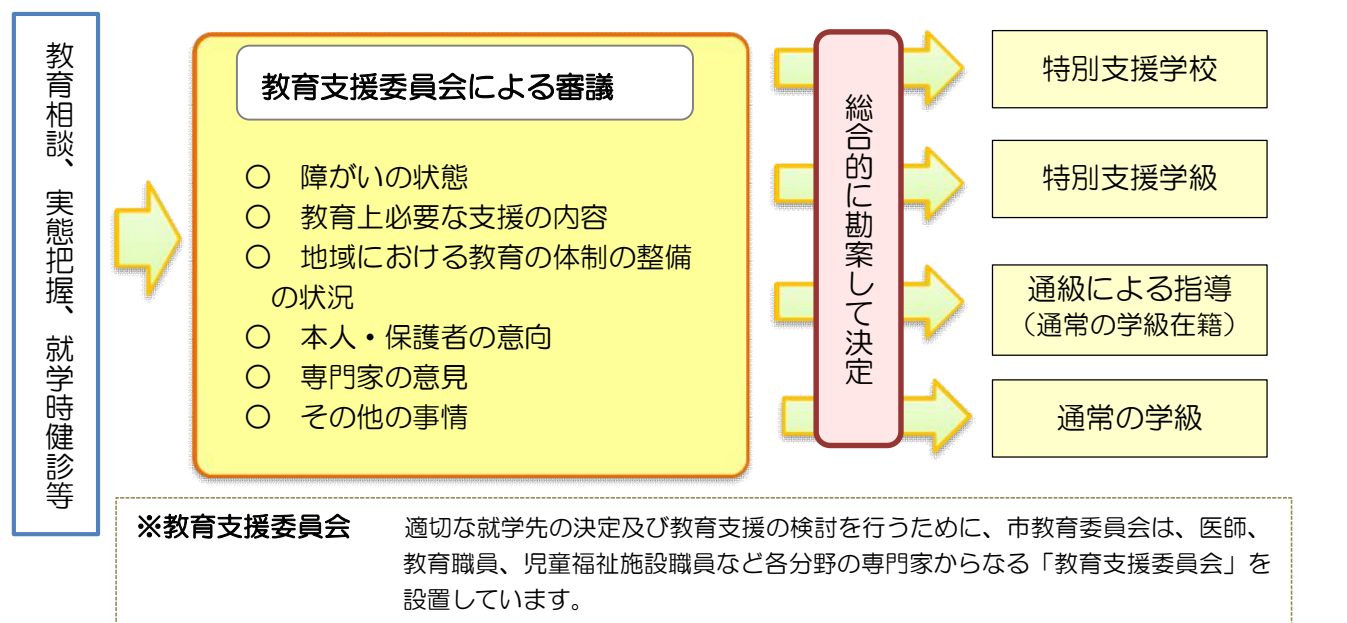
発達障害には様々な現れ方があります。どのように現れ、どの程度困難なのかは、人それぞれ異なります。ここでは発達障害の特性の代表例を紹介します。(引用：リーフレット「発達障害」との出会い 広島県)



就学先の決定について

就学先については、市教育委員会が保護者に情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、最終的には市教育委員会が決定します。(学校教育法施行令：平成25年9月改正による)

就学手続きの流れ



廿日市市立小学校入学までのスケジュール

時期	市教育委員会	保護者
4月	園を通じて教育相談の案内を配付する。	教育相談の申込をする。
5月～6月	市教育委員会担当者による教育相談を実施する。	教育相談を受ける。
7月～9月	園(または自宅、療育施設等)を訪問する。	入学予定先の学校訪問を行う。
9月～12月	教育支援委員会(月1回)を開催し、専門家による就学先の審議を行う。	就学時健診を受ける。
1月	就学先を決定し、通知を送付する。	入学予定先の入学説明会に出席する。
2月		

- 市教育委員会では、年長児だけでなく、早期からの教育相談も受け付けています。
- 就学後、子どもの発達の程度、適応の状況等を考慮した上で特別支援学校へ転学したり、通常学級・特別支援学級間で在籍変更することもできます。小・中学校の先生と相談しながら、子どもに合った「学びの場」を考えていきましょう。

教育相談連絡先
0829 (30) 9207
学校教育課

